（自動車道事業規則の一部改正）

第四条　自動車道事業規則（昭和二十六年運輸省建設省令第二号）の一部を次のように改正する。

第三十五条中「第九十四条第六項」を「第九十四条第七項」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第35条関係）

（表）

写真	番号
	官職 氏名　　年　月　日生
	道路運送法第94条第7項の規定による 職　　員 証 年　月　日発行 年　月　日限り有効
国土交通大臣　印	

6.5センチメートル　6.5センチメートル　9センチメートル

（裏）

（道路運送法抜すい）

第94条　国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員をして自動車を自動車の所在する場所又は道路運送事業者若しくはこれらの者の組織する団体の事務所その他の事業場（道路運送事業、自家用有償旅客運送の業務又は自動車の管理に係るものに限る。）に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

2　国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員をして適正化機関又は指定試験機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

3　国土交通大臣は、自動車による輸送の実情の調査を行うため特に必要があると認める自動車の運転者に対し、貨物の種類その他必要な限度において、道路を通行するときは、その運転者に経路、当該職員はその身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4　前3項の場合には、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

5　第4項の権限は、

第98条　次の各号のいずれかに該当する者は100万円以下の罰金に処する。

(19)　第94条第4項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者

第98条の2　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした適正化機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

(2)　第94条第5項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第98条の3　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

(1)　第91条第5項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

13センチメートル　9センチメートル

（自動車運送事業等監査規則の一部改正）

第五条　自動車運送事業等監査規則（昭和三十年運輸省令第七十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第九十四条第三項」を「第九十四条第四項」に改める。

（旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正）

第六条　旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四十七条の七第二項中「第二十七条第二項」を「第二十七条第三項」に改める。

第六十六条の二第一項第一号中「第二十七条第二項」を「第二十七条第三項」に改め、同項第三号中「第九十四条第三項」を「第九十四条第四項」に改める。

（旅客自動車運送事業等報告規則の一部改正）

第七条　旅客自動車運送事業等報告規則（昭和三十九年運輸省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四号様式第一表中

「ハイヤー・タクシーの別（該当事項を○で囲むこと。）	ハイヤー	」を
	タクシー	

「

区分	

」

に改め、同表備考1中「ハイヤー、タクシー」を「国土交通大臣が定める区分」に改める。

（自動車登録規則の一部改正）

第八条　自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項第二号イ(6)中「使用済自動車の再資源化に関する法律」を「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に改め、同号イ(6)を同号イ(7)とし、同号イ(5)を同号イ(6)とし、同号イ(4)の次に次のように加える。

(5)　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四十三条の二第一項に規定する旅客自動車運送適正化事業実施機関が同法第四十三条の三第一号に掲げる事業を行うために登録情報の提供を受ける場合

附　則

（施行期日）

1　この省令は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、第二条の規定（タクシー業務適正化特別措置法施行規則第十六条第一項第二号の改正規定を除く。）は、平成二十七年十月一日から施行する。

（道路運送法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2　この省令による改正前の道路運送法施行規則第四条第八項第三号の規定により地方運輸局長が指定する地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者の事業計画の記載事項については、この省令の施行の日から二月を経過する日までの間は、なお従前の例による。

（旅客自動車運送事業等報告規則の一部改正に伴う経過措置）

3　平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの一年間に係るこの省令による改正前の旅客自動車運送事業等報告規則第二条第一項に規定する輸送実績報告書の提出については、なお従前の例による。

○国土交通省令第八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第七項及び第百四条の規定に基づき、装置型式指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年一月二十四日　　国土交通大臣　太田　昭宏